公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 様式

東京都版自己点検評価報告書

令和８年１０月８日

学校名　日本福祉教育専門学校

1.学校の沿革

（1）学校名および設置者

学校名　　日本福祉教育専門学校

法人名・理事長名　　学校法人 敬心学園・小林光俊

（2）設立年月日

1986（昭和 61）年 4 月 1 日　専修学校設置認可

（3）所在地

〒171-0033　東京都豊島区高田三丁目 6 番 15 号

（4）設置学科

課程	学科名	定員	実員	実員のうち留学生数
福祉教育専門課程	介護福祉学科	160	181	141
福祉教育専門課程	言語聴覚療法学科	156	123	1
福祉教育専門課程	精神保健福祉士養成学科（昼夜開講制）	80	88	0
福祉教育専門課程	社会福祉士養成学科	80	82	0
福祉教育専門課程	社会福祉士養成科	80	58	0

2026（令和 8）年 5 月 1 日現在

（5）教員数

〔基幹教員〕29 名　　〔基幹教員以外〕149 名

（6）沿革と特色

本校は、1984（昭和 59）年に「日本医療福祉専門学院」として創設され、医療秘書専攻科、医療情報専攻科、心理技術専攻科、社会福祉専攻科、産業福祉専攻科及び社会教育専攻科の 6 専攻科を設置した。1986（昭和 61）年に東京都知事から専修学校の認可を受け、「学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校」に名称を変更した。

その後、社会情勢の変化、保健・医療・福祉分野における人材需要及び資格制度の整備に対応し、1988（昭和 63）年に介護福祉学科、1997（平成 9）年に医療言語聴覚療法学科（現・言語聴覚療法学科）、1998（平成 10）年に精神保健福祉士養成学科及び社会福祉士養成通信課程、1999（平成 11）年に精神保健福祉士養成科、2000（平成 12）年に社会福祉士養成科、2001（平成 13）年に精神保健福祉士養成通信課程（一般課程）、2002（平成 14）年に同（短期課程）、2004（平成 16）年に社会福祉士養成学科を順次設置し、保健・医療・福祉分野における専門職養成の領域を広げてきた。2026（令和 8）年 3 月には精神保健福祉士養成科を廃止し、同年 5 月には高田校舎への移転により、すべての学科及び通信課程を同校舎に集約した。

現在は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び言語聴覚士の国家資格取得を目指す養成課程を設置し、通学課程及び通信課程による教育を行っている。創設以来、通学課程と通信課程を合わせて 30,000 名を超える卒業生・修了生を輩出している。

教育上の特色は、国家資格の取得に必要な専門的知識及び技術の修得にとどまらず、福祉・医療の現場で求められる「実践力」「人と向き合う姿勢」「自律性」を育むことを重視している点にある。現場経験を有する教員による授業、事例検討、ロールプレイ、実習、現場で働く専門職や当事者を招いた授業等を通じて、学生が実際の支援場面を想定し、自ら考え行動する力を養っている。

また、年齢、国籍、職歴及び学習歴等の異なる多様な学生を受け入れ、担任制、個別面談、段階的な国家試験対策等により、一人ひとりの状況に応じた学修支援を行っている。これまで培ってきた教育実績や、福祉・医療の現場で活躍する卒業生･修了生とのつながりを生かし、実習、資格取得、就職及び卒業後の継続的な学びを見据えた教育を展開している。

（7）教育目標

本校は、学校法人敬心学園の理念に基づき、「修学実践・応能接心」を建学の精神としている。

「修学実践」とは、学理を究めることだけを追求するのではなく、実践力の育成に重点を置き、その中で理論的な力を養うことをいう。「応能接心」とは、それぞれの適性に応じ、真心をもって事にあたり、人間形成に励むことを意味する。

この建学の精神に基づき、保健・医療・福祉に関する基礎的・専門的な知識及び技術を身につけるとともに、深い人間愛に基づく奉仕の精神と職業倫理を備えた専門職を育成することを教育目標としている。

また、幅広い教養と科学的な理論に基づいて専門的知識及び技術を活用し、多職種と協働・連携しながら、支援の対象となる人や共生社会の多様なニーズに応えることのできる実践力を持つ人材を育成する。

2.自己点検評価総括表

（1）実施期間	令和 8 年 8 月 1 日　～　令和 8 年 9 月 30 日
（2）実施体制	校長、副校長、通学事業部長、評価項目ごとの担当部署及び各学科により実施し、学内経営執行会議において審議・承認を行う。また、教学マネジメント推進課が事務局として、全体の進行管理、評価シート及び根拠資料の取りまとめ並びに評価項目間の整合性の確認を担当する。

（3）重点目標

2026（令和 8）年度に実施した教学マネジメントサーベイの結果、「教学マネジメント体制の強化」及び「教職員育成・教学力の向上」が最重要課題として示された。本年度はこの 2 点を重点目標とし、中期事業計画と連動して取り組む。

教学マネジメント体制の強化

教学の方針及び目標を全教職員に浸透させ、推進組織の目的・役割分担・責任範囲を明確にしたうえで、経営主導による教学 PDCA を確立する。

教職員育成・教学力の向上

教職員像を明確にして教員の計画的な採用・育成・配置を進め、研修、授業公開及びピアレビューにより教学実践を組織的に共有・蓄積する。

（4）自己点検結果

2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

（5）本年度の課題

教育理念・目的・目標

学生への理念浸透度を定量的に把握できていない。学則の学校目的に現在の設置学科と一致しない分野が含まれており、学園の新たな育成人材像を踏まえた三つのポリシーの見直しが必要である。

教育課程、教育の実施、学修成果

カリキュラムマップが未整備で、卒業認定方針に示す能力と授業科目の対応関係が可視化されていない。シラバスの水準を学科として統一的に確認する仕組み、実習事務の標準化、卒業生・就職先からの継続的な意見収集も課題である。

学生の受入れ、学生支援

学科により募集の歩留まりに差があり、施策の検証が来校者数にとどまる。留学生の介護福祉士国家試験合格率は 54.2%で目標値 80%との乖離が大きい。学生支援は担当者個人の対応に依存し、相談情報の取扱い及び健康・相談窓口の周知にも差がある。

教育実施組織・教員

教員評価の仕組み及び年間研修計画が未整備で、企業等と連携した研修が個々の取組にとどまっている。教学業務の役割分担も明文化されていない。

教育環境

校舎統合により学習スペース等の混雑が生じている。安全管理マニュアルの習熟と、新たな利用状況に応じた避難経路及び避難誘導体制の確認が必要である。

教育活動の基盤と改善・向上の取組

中期事業計画の進捗管理と戦略投資の効果検証、本校の事業部制に即した業務分掌の明文化、改善事項の一体的な管理、外部意見を収集する範囲の拡大及び対象別の情報発信が課題である。

（6）改善に向けた取組

2026（令和 8）年度を「設計・優先順位づけ」、2027（令和 9）年度を「実行・展開」、2028（令和 10）年度を「定着・検証」と位置づけ、中期事業計画に反映して進める。

2026（令和 8）年度中

各学科がカリキュラムマップを作成し、卒業認定方針との対応関係を整理する。教学マネジメント推進課が授業設計シートによるシラバス点検の観点、支援が必要な学生を把握する全学共通手順及び実習施設情報の一元管理様式を整備する。入試広報部は募集施策を入学までの各段階で検証する。総務部は申請・届出の管理表及び戦略投資の管理様式を整備する。

2027（令和 9）年度

組織体制の確定後、各事業部の責任者が業務分掌・責任範囲を明文化し、学内経営執行会議で決定する。年間研修計画を運用し、学内で企業等と連携した研修を各 1 回以上実施する。教員評価は同年度に試行し、2028（令和 10）年度から本格運用する。

進捗の管理

2027（令和 9）年 2 月までに教学マネジメント推進課が「改善事項管理表」（課題・改善内容・担当部署・期限・到達目標・進捗・確認結果・根拠資料）を整備し、四半期ごとに学内経営執行会議へ報告する。翌年度の報告書に前年度の実施状況を記載し、改善の経過を学内外から確認できるようにする。

3.項目毎の自己点検評価

1-1

項目１	教育理念・目的・目標
小項目１	教育理念、目的及び目標の設定等

評価の基準
教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学則　□2.細則　□3.内規　☑4.学生便覧　☑5.卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料　☑6.その他（学校ホームページ、理事会議事録、学内会議資料（経営執行会議・教職員会議）、職場アンケート、決裁権限規程、学校の決裁権限規程に関する細則）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 3	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

建学の精神「修学実践」「応能接心」に基づき教育活動を行っている。学則に学校の目的を規定し、これを踏まえて各学科が養成する専門職に応じた教育目標を定めるとともに、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの三つのポリシーを整備し、養成する人材像及び教育の方針を明確にしている。教育目標及び三つのポリシーは、学園基本規程「決裁権限規程」及び「学校の決裁権限規程に関する細則」等に基づく所定の手続により決定し、学生便覧、学校ホームページ及び「開校 40 周年記念誌」等を通じて学生、教職員、保護者及び関係業界等に周知している。

前年度の課題に対する取組

2025（令和 7）年度には学園において敬心クレドを見直し、「未来を創る ～Create the future～」の理念に加え、「Change＆Challenge, Speedy」「Co-Creation」「KEISHIN.mind」の行動指針及び学園 Vision2035・2065 を刷新した。あわせて、学園全体で新たな育成人材像の策定を進めている。教職員への浸透については「クレド浸透プロジェクト」を設置し、浸透度を職場アンケートにより継続的に確認している。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】敬心クレド及び建学の精神を基盤として各学科に教育目標及び三つのポリシーを定め、学生便覧・学校ホームページ等で周知している。「クレド浸透プロジェクト」において教職員への浸透度を職場アンケートで継続的に確認している。 【課題】学生に対する理念の浸透度について定量的な把握が十分ではない。 【課題】学則に定める学校目的には現在の設置学科と一致しない分野が含まれており、新たに策定される学園の育成人材像を踏まえ、学校目的、各学科の教育目標及び三つのポリシーの整合性を改めて確認し、見直す必要がある。	●学生への理念浸透については、2027（令和 9）年 2 月実施予定の「KEISHIN voice」に理念・クレドに関する設問を組み入れ、定量的かつ継続的に把握する仕組みを構築する。設問の追加については、本校の執行役員が 2026（令和 8）年 10 月の学園執行役員会議に提案する。 ●2026（令和 8）年 11 月に学園の新たな育成人材像が示された後、2027（令和 9）年夏季から秋季にかけて、通学事業部長を中心に教学マネジメント推進課と各学科長が連携し、現在の学校目的、各学科の教育目標及び三つのポリシーとの整合性を確認する。その結果を踏まえて三つのポリシーを刷新し、必要に応じて学則に定める学校目的も改正する。改正・決定は学園基本規程に基づく所定の手続を経て、同年 12 月の学内マネジャー会議等で共有する。

2-1

項目２	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目１	教育課程の編成と授業科目

評価の基準
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を 10 単位以上開設していること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学則　□2.学生便覧　☑3.シラバス　□4.履修ガイド　□5.履修案内　□6.カリキュラムマップ　☑7.その他（指定養成施設・養成所に係る指定規則、教育課程編成委員会規程、教育課程編成委員会議事録、職業実践専門課程の基本情報（様式 4）、学校ホームページ）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

学科ごとにディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定め、学校ホームページで公表している。教育課程は、関係法令及び指定養成施設・養成所に係る指定規則等との整合性を確認したうえで各学科が編成し、経営執行会議の審議・承認を経て決定している。指定科目に加え、各学科の教育目標、学生の状況及び関係業界のニーズ等に応じた独自科目を配置している。授業科目は、各学科が目標とする教育到達レベルを踏まえ、基礎・関連科目と専門科目、必修・選択、講義・演習・実習を組み合わせて配置し、科目ごとの教育目標、授業内容、授業時間数、単位数、成績評価方法及び使用教材をシラバスに明示して、年度当初に学生ポータル等を通じて学生に周知している。

前年度の課題に対する取組

職業実践専門課程の認定学科である介護福祉学科及び言語聴覚療法学科に教育課程編成委員会を設置し、2025（令和 7）年度はそれぞれ 2 回開催した（介護福祉学科：2025（令和 7）年 10 月 2 日・2026（令和 8）年 2 月 5 日、言語聴覚療法学科：2025（令和 7）年 10 月 3 日・2026（令和 8）年 2 月 18 日）。介護福祉学科では、前年度委員会の「現場との連携強化」に関する意見を受け、2025（令和 7）年 7 月に「介護過程」の授業へ東京ケアリーダーズの現役介護職員を招き、実際の事例を用いたアセスメントを学ぶ連携授業を実施した。2025（令和 7）年度委員会では、他職種と連携する力及び自らの専門性を説明・発信する力の育成が必要との意見があり、2026（令和 8）年度から導入する企業連携及び学校間連携を取り入れたカリキュラムの検討に反映した。

該当しない基準

外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置していないため、評価の基準②には該当しない。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】職業実践専門課程の認定学科において教育課程編成委員会を年 2 回開催し、校外委員の意見が連携授業の実施や次年度カリキュラムの検討に生かされているなど、教育課程に反映されている。 【課題】カリキュラムマップを作成していないため、卒業認定方針に示す能力と各授業科目との対応関係、及び基礎的な科目から専門的・実践的な科目へつながる教育課程の系統性・段階性が可視化されていない。 【課題】委員会で出された意見について、検討結果、教育課程等への反映状況及び反映後の成果を継続的に確認する仕組みが明確でなく、意見の反映が学科ごとの取組にとどまるおそれがある。	●2026（令和 8）年 12 月までに、各学科長及び学科専任教員が学科ごとにカリキュラムマップを作成する。記載項目及び確認観点は、事前に各学科と教学マネジメント推進課が協議して統一する。卒業認定方針、教育課程及びシラバスとの整合性を点検し、2026（令和 8）年度中に経営執行会議へ報告のうえ、次年度の履修ガイダンスにおいて学生へ説明する。 ●教学マネジメント推進課が、2027（令和 9）年 2 月までに、教育課程編成委員会の意見の内容・検討結果・反映状況・反映後の成果をまとめた一覧表を整備する。2027（令和 9）年度の第 1 回委員会から、各学科長が前回意見の対応状況を同一覧により報告することを定例化し、議事録に記録する。

2-2

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 2	教育の実施

評価の基準
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.シラバス　□2.カリキュラムマップ　☑3.学則　☑4.成績評価基準　☑5.指定養成施設の場合は指定規則・基準　☑6.その他（進級・卒業判定会議議事録、実習要綱・実習の手引き、実習施設・配属一覧、実習評価票、実習時間数算出資料、職業実践専門課程の基本情報（様式 4））

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

授業科目の目的及び内容に応じて講義、演習及び実習等の授業形態を設定し、指定養成施設・養成所に係る指定規則等を踏まえ、科目ごとに教育内容、授業方法及び使用教材を定めている。臨時講師招聘制度により、福祉・医療の現場で実務に携わる専門職をゲストスピーカーとして招いている。全授業科目で科目担当教員がシラバスを作成し、目的及び到達目標、授業内容、授業時間数、単位数、成績評価方法、使用教材等を記載して年度当初に学生ポータルへ掲載している。成績評価及び単位認定の基準は学則に定め、科目ごとの評価方法はシラバスに記載して授業開始時に説明している。成績評価は科目担当教員が行い、各学科の進級・卒業判定会議で進級・卒業等を判定している。成績評価に関する問い合わせは学校指定のメールアドレスで受け付け、科目担当教員が評価基準に基づき採点の理由を説明している。

企業等と連携した実習・演習等

学外実習は全学科で必修科目として位置付け、目的、到達目標、実施方法及び評価方法等を記載した実習要綱等を学生及び実習指導者に周知している。指定規則等の要件を満たす施設を実習先として選定し、実習前・実習中・実習後に学科教員と実習指導者が連絡・協議を行っている。すべての学科において、専門分野に関係する企業、福祉施設、医療機関及び関係団体等と連携した実習・演習等を実施している。総履修時間に占める連携実習時間の割合は次のとおりである。

・介護福祉学科 2,100 時間／450 時間／21.4%　・言語聴覚療法学科（2025（令和 7）年度以前入学者）2,266 時間／480 時間／21.2%　・社会福祉士養成学科（昼間課程）、社会福祉士養成科（夜間課程）各 1,200 時間／240 時間／20.0%　・精神保健福祉士養成学科（昼間課程）、精神保健福祉士養成科（夜間課程）各 1,200 時間／210 時間／17.5%

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】全学科で学外実習を必修とし、実習前・中・後を通じて実習指導者と連携している。実習後は学生・実習先の意見と実習評価を整理し、次年度の実習指導等の見直しに活用している。	●教学マネジメント推進課が、2026（令和 8）年度分のシラバス作成から授業設計シートを導入し、共通の確認観点を整理する。各学科長は公開前に同観点で全科目を点検し、結果を同課へ報告する。
【課題】シラバスの作成が科目担当教員に委ねられ、目的、到達目標、授業内容、授業方法、使用教材及び成績評価方法の整合性を学科として統一的に確認する仕組みがない。	●教学マネジメント推進課が、2026（令和 8）年度中に成績評価への問い合わせの記録様式を整備する。各学科長は年度末に記録を確認し、問い合わせが繰り返された科目は翌年度のシラバスで記載内容及び説明方法を見直す。
【課題】成績評価に関する問い合わせへの対応が個別対応にとどまり、同種の問い合わせが繰り返される場合にシラバスの記載内容や説明方法の見直しにつなげる仕組みがない。	●教学マネジメント推進課が、2026（令和 8）年度中に実習施設情報を一元管理する様式を整備し、実習事務の手順を学科間で統一する。
【課題】実習施設との連絡調整や書類管理等の実習事務が学科ごとに異なり、標準化されていない。	

2-3

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 3	単位・卒業認定

評価の基準
学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.シラバス　☑2.学則　☑3.卒業認定基準　☑4.指定養成施設の場合は指定規則・基準☑5.その他（学生便覧、学科ごとの卒業認定方針、教育課程表、進級・卒業認定基準、オリエンテーション・履修ガイダンス資料、学校ホームページ、学生別の卒業判定資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

学科ごとに養成する人材像及び卒業認定方針（ディプロマポリシー）を定め、専門職として必要な幅広い教養、専門的な知識及び技術、職業倫理、多職種と協働・連携する力並びに対象者や共生社会のニーズに応える実践力等、卒業までに学生が身に付けるべき能力を示している。取得を目指す資格・免許等に必要な職業能力についても、関係法令及び指定養成施設・養成所に係る指定規則等を踏まえて定めている。卒業認定の基準は学則に定め、所定の修業年限を満たし、教育課程に定める授業科目を履修したうえで必要な授業時間数又は単位数を修得することを卒業の要件としている。卒業認定方針は学校ホームページ等に掲載するとともに、年度当初のオリエンテーション及び履修ガイダンスにおいて、修業年限、履修すべき授業科目、必要な授業時間数又は単位数、成績評価・単位認定基準及び進級・卒業要件とあわせて学生に説明している。

卒業認定の決定過程

各授業科目の成績評価及び単位認定は、学則及びシラバスに定める基準に基づき科目担当教員が行っている。卒業判定にあたっては、各学科が学生ごとに修業年限、授業科目の履修状況、修得した授業時間数又は単位数及び成績等を確認し、その結果を基に学科ごとの進級・卒業判定会議において卒業認定方針及び卒業認定基準を満たしているかを審議して卒業の可否を決定している。判定結果については、会議出席者が卒業判定資料に押印することにより確認しており、複数の関係者による審議と押印を通じて判定の客観性及び統一性を確保している。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】卒業判定にあたり、各学科が学生ごとに卒業認定基準の充足状況を確認したうえで進級･卒業判定会議で審議し、会議出席者が卒業判定資料に押印することで、卒業認定の客観性及び確実性を確保している。 【課題】卒業認定方針について、関係法令、指定規則、社会及び関係業界の動向並びに専門職に求められる能力の変化を踏まえ、定期的に点検・見直しを行う仕組みが明確でない。 【課題】カリキュラムマップが未整備であるため、卒業認定方針に示す能力と各授業科目との対応関係が可視化されておらず、学生がその関係を理解したうえで学修に取り組める状態になっていない。	●各学科は、卒業判定にあたり学生ごとの卒業認定基準の充足状況を確認し、進級・卒業判定会議において審議のうえ、会議出席者が卒業判定資料に押印する運用を毎年度継続する。 ●2026（令和 8）年度中に、各学科長及び各学科の専任教員が学科ごとの卒業認定方針について点検を行う。点検にあたっては、学校の教育理念及び教育目標、各学科が養成する人材像、関係法令及び指定規則、資格・免許等に必要な職業能力並びに関係業界の動向との整合性を確認する。教学マネジメント推進課は共通の確認観点を整理し、各学科の点検を支援する。見直しが必要と判断された場合は、各学科が改定案を作成し、経営執行会議の承認を経て改定する。

2-4

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 4	学修成果目標の達成状況

評価の基準
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料　□2.学生のポートフォリオ　☑3.指定養成施設の場合は指定規則・基準等　☑4.その他（各学科のシラバス、成績一覧表・単位修得状況一覧、実習評価票、模擬試験結果一覧、国家試験受験者・合格者一覧、学科別国家試験合格率一覧、学科別就職率・就職先一覧、就職相談・学生面談記録、卒業生台帳・同窓会活動記録、教育課程編成委員会議事録、各学科会議議事録）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

各学科の卒業認定方針において、保健・医療・福祉分野の専門職として必要となる知識、技術、職業倫理、コミュニケーション能力、多職種との連携能力及び実践力を、学生が卒業までに身につけるべき能力として定めている。学修成果は、各授業科目の成績及び単位修得状況、学外実習の評価、模擬試験の結果、国家試験並びに資格試験の結果により把握している。学外実習については、実習指導者による評価に事後指導等の評価を加えて各学科が総合的に評価し、学内の授業だけでは把握が難しい実践力、対人援助能力及び現場対応力の修得状況を確認している。国家試験を受験する学科では年度ごとに合格率目標を設定し、模擬試験等で到達状況を確認したうえで補習授業、国家試験対策講座及び個別指導を行っている。進路については就職希望者の就職率 100％を目標とし、担任教員及び就職支援担当者が個別面談、就職相談及び就職ガイダンス等を通じて状況を把握している。

前年度の課題に対する取組と達成状況

継続的な支援が必要な学生を一定の基準により把握し、学科教員、科目担当教員及び関係部署が連携して支援した。介護福祉学科の外国人留学生については、日本語能力及び学修状況に応じた補習等を実施した。2025（令和 7）年度の達成状況は次のとおりである。

・国家試験合格率（括弧内は全国平均）：介護福祉学科 71.1%（70.1%）、言語聴覚療法学科 69.0%（66.4%）、社会福祉士養成学科 97.6%・社会福祉士養成科 86.9%（60.7%）、精神保健福祉士養成学科 96.6%・精神保健福祉士養成科 87.9%（78.2%）。介護福祉学科のうち日本人学生は 100%、留学生は 54.2%であった。

・就職率（就職希望者に対する割合）：介護福祉学科 100%、言語聴覚療法学科 97.9%、社会福祉士養成学科 92.8%、社会福祉士養成科 100%、精神保健福祉士養成学科 97.9%、精神保健福祉士養成科 100%

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】資格取得と就職を学修成果の重要な指標とし、成績、実習評価、模擬試験・国家試験の結果等で到達状況を把握して、補習や個別指導につなげている。 【課題】卒業認定方針に示す各能力について、どの授業科目及び評価資料によって達成状況を確認するのかが全学的に整理されていない。 【課題】卒業生及び就職先から継続的に意見を収集し、卒業後の就業状況や教育の有効性を検証する仕組みがなく、情報収集が各学科教員の個人的なつながりや、実習施設、就職先及び同窓会との個別の関係にとどまっている。	●2026（令和 8）年 12 月までに作成するカリキュラムマップと併せ、卒業認定方針に示す能力ごとに、達成状況を確認するための評価資料及び確認方法を各学科が整理する。整理の結果、授業科目の配置、授業内容又は評価方法に重複や不足が認められた場合は、教育課程及びシラバスの見直しにつなげる。 ●2026（令和 8）年度中に、各学科、同窓会及び就職支援担当者が協力し、卒業生及び就職先を対象としたアンケートの共通項目（就業・定着状況、在学中の学びの活用状況、就職先の要望等）を作成する。結果は各学科で検証し、認定学科は教育課程編成委員会にも報告して、教育及び就職支援の改善に活用する。

3-1

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 1	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

評価の基準
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学則　□2.入試規定　□3.入試実施要領　☑4.入学者選考基準　☑5.募集要項　☑6.その他（各学科のアドミッションポリシー、総合型選抜・施設長推薦選抜面談時の評価・点数について、教員面談カード、入学定員・出願数・合格者数・入学者数・充足率、学科別学生募集 KPI 管理資料、入試広報部週次進捗管理資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

学則に基づき、各学科の入学資格、入学定員、選抜方法、出願期間、選考日程及び出願書類等を定め、学生募集要項及び学校ホームページ等を通じて入学希望者に明示している。各学科は入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を定め、専門職を目指す意欲、コミュニケーション力、他者と協働する姿勢等の観点から求める学生像を明確にしている。学則第 5 条に介護福祉学科 80 名、言語聴覚療法学科 78 名、精神保健福祉士養成学科 80 名、社会福祉士養成学科 80 名、社会福祉士養成科 80 名の入学定員を定め、通学課程全体の入学定員は 398 名である。また、第 13 条に各学科の入学資格を、第 15 条に総合型選抜、高校推薦型選抜、施設長推薦選抜及び一般選抜の 4 つの選抜方法を定めている。

選抜の公平性・客観性と定員管理

総合型選抜及び施設長推薦選抜では教員面談を実施し、「応答」「コミュニケーション」「態度・マナー」「エントリーシート」「意欲」の 5 項目について共通の評価基準により評価している。各項目は 3 点満点、合計 15 点満点とし、8 点以上を出願許可の基準としている。面談結果は教員面談カードに記録し、評価点、面談内容及び出願許可・不許可・再面談の判定を明確にしている。判断が難しい事例は学科長及び関係者間で協議している。学生募集については学科別の募集目標を年度ごとに設定し、資料請求者数、来校者数、エントリー数、出願者数、合格者数及び入学予定者数等を KPI として管理し、目標値及び前年実績との比較、各段階の進捗率及び歩留まりを週次で確認している。進捗が十分でない学科については、オープンキャンパス、平日説明会、個別相談、対象者別の情報発信等の施策を検討・実施している。入学定員、出願者数、合格者数、入学者数及び定員充足率は年度別・学科別に集計し、受入れ状況を確認している。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】入学者受入れの方針、入学資格、選抜方法及び入学定員を学生募集要項等に明示し、総合型選抜及び施設長推薦選抜では共通の評価項目と点数基準を設けて面談結果を記録することで、選抜の公平性及び客観性を確保している。学科ごとに KPI を設定し、週次で募集進捗及び歩留まりを確認して施策を見直す体制を構築している。 【課題】学科によって資料請求、来校、エントリー及び出願に至る進捗や歩留まりに差があり、入学定員の安定的な確保に課題がある。 【課題】募集施策ごとの成果を来校者数までしか検証しておらず、その後のエントリー、出願及び入学までを一貫して確認する仕組みがない。また、共通の評価基準を設けているものの、面談担当者による判断の差を検証する機会がない。	●入試広報部が年度当初に学科別の募集目標及び KPI を設定し、資料請求から入学までの各段階の進捗率と歩留まりを週次で確認する。進捗が十分でない学科については、入試広報部と各学科が連携して募集状況を分析し、施策を随時見直す。 ●入試広報部は、2026（令和 8）年度の募集活動から、施策ごとに来校者数に加えてエントリー率、出願率及び入学率を集計する。各年度末に施策ごとの効果を検証し、翌年度の募集計画に反映する。 ●入試広報部及び各学科は、毎年度の入学者選抜開始前に面談担当者と評価項目、採点基準及び判定方法を共有する。選抜終了後は各学科が面談評価の結果と入学後の状況を照合し、各年度末までに評価項目及び判定基準の妥当性を検証する。あわせて入試広報部及び教学部門が四半期ごとに入学定員及び収容定員に対する充足状況を確認する。

3-3

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 3	多様な学生に対する支援

評価の基準
②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.多様な学生に対する支援が分かる資料　☑2.留学生の在籍管理､進路指導等が分かる資料　☑3.東京都の「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」の遵守状況が分かる資料　☑4.その他（留学生向けオリエンテーション資料、東京都「留学生の生活指導のための手引」、日本語サポートスケジュール、学生との面談記録、修学状況報告会資料、国家試験合格率報告、学費サポート（修学資金・奨学金）利用者リスト、合理的配慮の申請・決定記録）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

留学生専任の支援担当者を配置し、学修、生活、在留資格、就労及び卒業後の進路に関する相談に対応している。東京都「留学生の生活指導のための手引」に基づき在籍管理及び関係機関への報告を行い、在留カードの更新は行政書士事務所と連携して支援している。勤務先及び日本語試験の受験状況等を含む留学生情報は学生カルテで管理し、関係部署間で共有している。入学前オリエンテーション、国民年金の学生納付特例制度や各種試験申込の説明会を適時実施している。日本語に不安のある学生には、専門の日本語教員による日本語授業を週 1〜2 回開講し、1 年次は介護分野の基本語彙の定着とコミュニケーション能力の向上、2 年次は国家試験を見据えた専門語彙の修得を目標としている。また、障がいのある学生には、医師の診断書等に基づき、座席調整、試験時の拡大鏡使用、ロッカー追加貸与等の合理的配慮を個別に実施している。

日本人学生との交流の機会

日本語能力の高い留学生は日本人学生との合同クラスに配置し、グループワーク等による日常的な協働学習を行っている。日本語習得途上の留学生にも、全クラス合同の実習成果発表会で日本人学生の発表を聴講する機会を設けている。正課外でも、留学生が母国料理を振る舞う交流会を開いている。

前年度の課題に対する取組と実績

欠席傾向が見られる学生には介護福祉学科の担任教員と留学生支援担当者が連携して早期に個別面談を実施している。連絡不通時は、自宅訪問、アルバイト先への連絡及び母国の保護者等への電話確認を行っている。2025（令和 7）年度の介護福祉学科の退学者は、目標値（6 名以内）を下回る 5 名であった。進路については就職率 100%を目標とし、留学生の約 78%が入学時点で就労先への就職を希望していることを踏まえ、年 2 回の「修学状況報告会」を就労先企業等に向けて開催したほか、自費留学生には個別の進路指導を行い、就職を希望する留学生全員が就職した。経済面では、留学生の 78%が利用する「東京都介護福祉士修学資金」を入試段階から説明し、希望者に連帯保証施設を仲介している。一方、介護福祉士国家試験の留学生合格率は、目標値 80%に対し 54.2%にとどまった。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】担任教員と留学生専任支援担当者の連携により、2025（令和 7）年度は介護福祉学科の退学者を 5 名（目標 6 名以内）に抑え、就職を希望する留学生全員が就職した。	●介護福祉学科は 2026（令和 8）年度中に「国家試験頻出語彙リスト」と過去問題解説の連携授業をカリキュラム化し、2027（令和 9）年 1 月の国家試験で留学生合格率 80%を目指す。
【課題】介護福祉士国家試験の留学生合格率が 54.2%にとどまり、目標値 80%との乖離が大きい。日本語授業と国家試験対策の連動が模索・推進の段階にある。	●留学生支援担当者が 2026（令和 8）年度中に対応プロセスをマニュアル化し、2027（令和 9）年度から全教職員で共有して属人化を防ぐ。
【課題】支援の多くが担当者の個別対応に依存し、対応プロセスが標準化されていないため属人化しかねない。	●留学生支援担当者と同学科が「修学状況報告会」を年 2 回継続し、2027（令和 9）年度から卒業生の就労先も加えて定着状況を確認する。

3-4

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 4	学生生活に関する支援

評価の基準

①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

☑1.カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料　☑2.学生便覧　☑3.学生の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料　☑4.学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料　☑5.キャリア支援等に関する資料　☑6.その他（メンタルヘルスカウンセリングサービス利用案内、学生面談シート、学生別出欠状況一覧、中途退学者・退学理由一覧、経営執行会議議事録、定期健康診断受診状況一覧、ハラスメント防止ガイドライン、就職ハンドブック、就職相談記録）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
2	

〔現状の説明〕

相談体制の整備と周知

学生生活、学修、進路及び心身の健康に関する相談は担任教員を中心に対応し、内容に応じて関係部署と情報を共有している。学内で相談しにくい場合に備え、外部委託による 24 時間電話相談（メンタルヘルスカウンセリングサービス）を設け、委託先から毎月相談件数の報告を受けている。ハラスメント等は「ハラスメント及びストーカー等人権侵害防止ガイドライン」に相談窓口及び対応方法を明示し、事案発生時は人権擁護委員会を招集するほか、新入生に予防研修を実施している。

学修の継続に困難を抱える学生への対応

担任教員等が面談等で把握した相談内容や指導経過は「学生面談シート」に記録し、関係教職員で共有している。欠席が続く学生には担任教員等が連絡・面談を行い、必要に応じて補講等につなげている。高等学校卒業者を主な対象とする学科では、欠席が一定の基準を超えると保護者等に連絡している。中途退学者数及び退学理由は教学マネジメント推進課が集約し、経営執行会議を経て全教職員に報告している。

健康管理及びキャリア支援・就職支援

学校保健計画に基づき定期健康診断を毎年 4 月に実施し、結果を記録・保管している。キャリア支援は就職支援担当部門が担任教員と連携し、就職ガイダンス、就職フェア、個別面談等を実施している。求人情報はメール等でも提供し、一定の時期以降は学科別の就職状況を共有して就職活動が遅れている学生を個別に指導している。

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策
【長所】担任教員を窓口に、関係部署及び外部専門機関が連携する相談体制を備え、指導経過を学生面談シートで共有している。 【課題】面談シートの記載内容、情報の共有範囲及び欠席者への対応時期に学科や担当者で差があり、問題が複合する学生では支援の遅れが学修継続を妨げかねない。 【課題】相談窓口の周知が年度当初の案内と掲示中心で、必要時に確認しにくい。健康診断結果や受診勧奨の記録も一元化されていない。	●2026（令和 8）年度中に、各学科と教学マネジメント推進課が、要支援学生の把握基準、連絡・面談の時期、面談シートの記載事項、共有方法及び外部連携の方法を全学共通の手順に定める。 ●教学マネジメント推進課は、四半期ごとに学生の状況、中途退学者数・理由及び支援経過を各学科長と確認し、困難事例は外部機関や保護者等と連携する。 ●教学マネジメント推進課及び学生支援担当が、2026（令和 8）年度中に各相談窓口の利用方法を学生ポータルに掲載し、健康管理の記録も年度末までに一元化する。

4-1

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 1	教員の配置、募集、採用

評価の基準
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.教員の採用等に関する資料　☑2.教員名簿　☑3.教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料　□4.教員評価に関する資料　☑5.その他（教員の資格・免許・実務経験等を確認できる資料、採用選考に関する資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

教育課程を適切に実施するため、学科ごとに関係法令及び指定規則等に定められた教員の資格・要件を確認し、必要な教員を配置している。募集・採用にあたっては、担当予定科目に必要な資格、専門分野における実務経験、教育経験等の要件、応募者から提出された履歴書、資格証明書、職務経歴等の書類により適合状況を確認している。専任教員の採用は原則として公募方式とし、担当科目に必要な専門性、資格及び実務経験等を確認したうえで選考を行っている。教員の募集及び採用に関する手続は学内規程に定め、規程に基づき運用している。教員の配置及び授業担当については、年間の授業計画及び時間割等に基づき、各教員の担当科目及び授業時数を把握・管理している。なお、2026（令和 8）年度の教員数は〔基幹教員〕29 名、〔基幹教員以外〕149 名である。

前年度の課題に対する取組

実習の実施にあたって関係業界等から協力を得ているほか、実習指導者が専任教員となる例もあるなど、教員採用においても関係業界からの協力を得ている。福祉・医療の現場で実務に携わる専門職を非常勤講師として招いている。2025（令和 7）年度から新人事制度を導入し、期初目標の設定と振り返りを行う仕組みを整えるとともに、評価者である組織長に対して評価方法及び日常のマネジメントに関する研修を実施した。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】関係法令及び学内規程等に基づき、教育課程の実施に必要な資格・要件を備えた教員の確保及び配置を行っている。採用時には資格、実務経験、教育経験等を確認し、担当科目との適合性を考慮した選考を行っているほか、担当科目及び授業時間数を把握・管理して適切な教育体制を維持している。 【課題】教員の教育活動や授業の質の向上につなげるための教員評価の仕組みが整備されておらず、評価の方法や実施体制を検討する必要がある。 【課題】採用基準や選考時の確認事項について、教育課程の実施状況や教員構成の変化を踏まえて継続的に点検する機会が定まっていない。	●各学科長及び総務部は、教員の採用にあたり担当科目に必要な資格、専門分野における実務経験及び教育経験を確認する運用を継続する。教員の配置及び担当授業時数は、毎年度の時間割確定時に通学事業部長が確認し、教育課程の実施に必要な体制を維持する。 ●通学事業部長及び総務部は、2027（令和 9）年 3 月までに教員評価の目的、評価項目及び実施方法を整理し、学内経営執行会議の承認を得る。2027（令和 9）年度に試行したうえで 2028（令和 10）年度から本格運用し、評価結果を授業改善及び教員の資質向上に反映する。

4-2

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 2	教員の組織編制等

評価の基準
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.専門分野の分かる教員名簿　☑2.業務分担体制の規程　☑3.その他（組織図、学園組織規程、学科長会議議事録、講師会資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

教育活動を適切に実施するため、各学科に学科長を配置するとともに、指定規則等に定める基準を満たす専任教員を確保し、授業内容や専門分野に応じて非常勤講師を配置している。2026（令和 8）年 3 月の精神保健福祉士養成科（夜間課程）の廃止に伴い、2026（令和 8）年度からは 5 学科体制となっている。通学事業部には教学マネジメント推進課を設置し、各学科と連携しながら学科横断的な教学施策や教育の質向上に関する取組を推進している。各学科では学科長を責任者として、専任教員が連携しながら学科運営、授業運営、学生支援、実習、国家試験対策等の教育活動を行っている。教員組織の基本的な役割及び責任は、学園基本規程「学園組織規程」等に基づき運営している。

前年度の課題に対する取組

非常勤講師を含む講師会等を通じて、教育方針、中期事業計画及び単年度事業計画等を共有し、専任教員と非常勤講師が連携して教育活動を推進する体制を整えた。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】各学科に学科長を配置し、必要な専任教員及び非常勤講師を確保するとともに、教学マネジメント推進課を設置することで、学科単位と学科横断の双方から教育活動を推進する教員組織を整備している。講師会等を通じて非常勤講師を含めて教育方針を共有している。 【課題】学園共通規程により基本的な責任体制は定められているものの、学科長、専任教員及び教学マネジメント推進課が担う具体的な教学業務について、役割分担や連携範囲を学校として体系的に整理・明文化できていない。 【課題】学科構成、教育課程及び組織体制の変更に応じて役割分担を見直す機会が定まっていない。	●2027（令和 9）年度の組織体制確定後、通学事業部長及び教学マネジメント推進課を中心に、各学科長と連携して教員組織における業務・役割の棚卸しを行う。学科運営、カリキュラム・授業改善、学生支援、実習運営、国家試験対策、非常勤講師との連携等の主要な教学業務について、学科長、専任教員及び教学マネジメント推進課それぞれの「主担当」「連携担当」「報告・確認先」を整理する。 ●2027（令和 9）年度上半期を目途に、その内容を教員組織の業務分掌として明文化し、学園基本規程との整合を確認したうえで学内経営執行会議において決定する。決定後は学内教職員会議及び各学科及び講師会等を通じて共有する。 ●年度末に教学マネジメント推進課と各学科長が運用状況を確認し、学科構成、教育課程及び組織体制の変更等に応じて役割分担を継続的に見直す。

4-3

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 3	教員の資質の向上

評価の基準
①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development）などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。 ①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.教員研修に関する資料　□2.専攻分野について企業等との連携が分かる資料　□3.企業等との連携による教員研修が分かる資料　☑4.その他（授業力向上プロジェクト資料、教学ミニマムスタンダード、研究日の取扱に関する細則、チャレンジ支援金制度資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 1	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

教員の授業力及び教育の質の向上に向け、学園横断の「授業力向上プロジェクト」を中心に FD 活動を推進している。2025（令和 7）年度には「教学ミニマムスタンダード」を構築し、授業を「設計・展開・評価」の観点から整理するとともに、それぞれの考え方や基準を明確化した。また、学園基本規程「研究日の取扱に関する細則」に基づく研究日制度を設け、担当する職業教育の内容充実、質的向上、教育手法の改善及び最新の知識・技術の収集等を目的とした研究・自己研鑽を推進している。2026（令和 8）年度からはチャレンジ支援金制度を導入して自己研鑽に係る経費を助成しているほか、学会参加等についても各学科の予算要望に基づき毎年度予算化している。

一方、これらの取組を教員の資質向上に向けた年間研修計画として体系的に整理し、対象者、実施時期、目的及び実施実績等を学校全体で一元的に管理する仕組みは整備していない。また、企業等と連携した教員研修についても、実務家教員の招聘や教員個人による研究・研修活動が中心であり、専門分野の実務知識・技術及び教育・指導力の向上を目的とした組織的な研修については仕組み化に至っていない。さらに、授業改善の出発点となる学校全体での授業アンケートを実施しておらず、FD の取組を学生の視点から検証する仕組みがない。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】学園横断の「授業力向上プロジェクト」により教学ミニマムスタンダードを構築し、授業の設計・展開・評価に関する基準を明確化するなど、組織的な FD 活動を推進している。研究日制度やチャレンジ支援金制度等を通じ、教員の研究活動及び自己研鑽を支援している。 【課題】企業等と連携した研修が個々の取組にとどまり、専門分野の最新の知識・技術及び教育・指導力を組織的・継続的に向上させる研修体制が構築されていない。職業実践専門課程の要件（①-2・②）を満たしていない。 【課題】FD、学外研修、研究・自己研鑽等を含む資質向上施策について、学校として年間研修計画を策定し、実施状況及び成果を一体的に把握する仕組みが整備されていない。また、学校全体での授業アンケートが未実施であり、FD の起点となるデータがない。	●2027（令和 9）年度から教員の資質向上に関する年間研修計画を運用するため、2027（令和 9）年 1 月までに、通学事業部長を中心として、研修体系及び年間研修計画を策定する。計画には FD、授業・指導力向上、専門分野の知識・技術向上、企業等との連携研修、研究・自己研鑽等を位置づけ、研修目的、対象者、実施時期、実施方法及び成果確認方法を明確にし、学内経営執行会議で承認を得る。 ●教学マネジメント推進課が、2026（令和 8）年度後期の授業から、授業設計シートに基づく授業アンケートを全学科で試行実施する。2027（令和 9）年度に本格実施し、集計結果を各学科長へ返却して年間研修計画及びシラバスの見直しに反映する。 ●通学事業部長及び教学マネジメント推進課は、企業等と連携した組織的な教員研修について、研修目的、内容、連携企業・団体及び実施方法を年間研修計画の中で具体化する。必要な経費は 2027（令和 9）年 5 月の補正予算に計上し、理事会において最終決定する。2027（令和 9）年度中に、教育課程編成委員会に参画する企業等と連携した研修を各学科で 1 回以上実施し、実施日・参加者・内容を記録する。

5-1

項目 5	教育環境
小項目 1	教育環境の整備

評価の基準
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.施設・設備等の概要　☑2.演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料　☑3.指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料　☑4.図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料　☑5.その他（校舎移転・統合計画、施設・設備改修計画、設備点検・補修記録、中期事業計画）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

校舎は専修学校設置基準及び関係法令に適合しており、指定養成施設・養成所に係る指定規則に定める実習室等の必要施設を備えている。軽微な修繕や改修が必要な箇所については随時対応し、設備点検及び補修は法令に基づき適切に実施している。図書室については、設置学科の専門分野に関する図書を学科教員の意見をもとに定期的に補充し、蔵書は学科教員と相談のうえ取捨選択して所蔵スペースを確保している。バリアフリー化として校舎の階段に手すりを設置したほか、高齢職員の勤務に伴うリスク箇所を調査し、改修が必要な箇所を報告・対応している。卒業生に対しては空き教室・図書室を無償で貸し出している。

前年度の課題に対する取組

他学科の学生との交流を促し、様々な情報に触れて知見を広げることができるよう校舎統合を計画し、2026（令和 8）年 5 月に高田校舎への移転により、全学科及び通信課程を同校舎に集約した。あわせて全教室にモニター及びプロジェクターを設置し、学内に学生が使用できる Wi-Fi を整備してオンデマンド授業の拡充を図った。これにより、学科の枠組みを越えたオープン講座など、学生の成長を促す機会を設けられるようになった。老朽化・経年劣化している箇所については、中期事業計画に沿って段階的に改修できるよう年度ごとに予算を計上している。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】校舎の一本化により全学科の学生が同じ校舎で学ぶこととなり、学科の枠組みを越えたオープン講座など学生の成長を促す機会を設けられるようになった。全教室へのモニター・プロジェクターの設置及び学内 Wi-Fi の整備により、オンデマンド授業の拡充と教育の質の向上を図っている。 【課題】従来の 3 倍近い学生が一つの校舎を利用することとなり、図書室、学習スペース、フリースペース及びトイレの混雑が生じている。学習環境の整備と学生生活の満足度向上が課題である。 【課題】老朽化・経年劣化箇所の改修は中期事業計画に沿って段階的に行う計画であり、予算状況によっては計画の弾力的な変更が必要となる。	●総務部が、2026（令和 8）年度中に図書室のレイアウト変更及びフリースペースの整備を行い、他校舎を利用した学習スペースを確保する。男女の在籍比率に応じたトイレの改修工事は、2027（令和 9）年度から 2028（令和 10）年度にかけて実施する。 ●各学科が教学マネジメント推進課と連携し、カリキュラムの改定及びオンライン学習コンテンツの拡充を進める。2026（令和 8）年度に精神保健福祉士養成学科、2027（令和 9）年度に言語聴覚療法学科がオンデマンド授業を拡充する。 ●総務部が、毎年度の予算編成時に学園本部と施設・設備改修の予算を調整し、中期事業計画に沿って優先順位をつけて改修を実施する。

5-2

項目 5	教育環境
小項目 2	安全対策、防災組織

評価の基準
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料　☑2.その他（避難訓練手順書及び避難訓練実施記録、学生便覧「地震・火災に対する心得」、施設・設備の点検記録、防災備蓄品の点検・管理記録、事故発生マニュアル、AED 操作訓練等の実施記録、学外実習に関する安全管理資料及び保険加入を確認できる資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

学校保健安全法に基づき「学校安全計画」を策定し、学校における安全対策を計画的に実施している。「学校防災計画」及び「安全・危機管理マニュアル」等を整備し、事故・災害等の発生時に適切に対応できる体制を整えている。学生に対しては学生便覧に「地震・火災に対する心得」を掲載し、災害発生時の基本的な対応について周知している。全教職員並びに昼間部及び夜間部の学生を対象として避難訓練を定期的に実施し、実施記録を保存している。施設・設備については法令等に基づく定期的な点検を実施し、安全上の不備等が確認された場合には必要な改善措置を講じている。防災備蓄品についても定期的に点検し、消費期限等を管理している。緊急時における教職員及び学生の安否確認については、安否確認メールシステムを構築し、災害発生時に一斉に安否を確認できる体制を整えている。

前年度の課題に対する取組

事故等が発生した場合に状況に応じた初期対応を行えるよう「事故発生マニュアル」に基づく体制を整備し、教職員を対象とした AED 操作訓練を実施して緊急時の救急救護体制の強化を図った。学外実習においては、巡回担当教員等による連絡体制を整備するとともに、インターンシップ活動賠償責任保険等への加入を徹底し、実習中の事故等に備えている。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】学校安全計画を基礎として、学校防災計画、安全・危機管理マニュアル、避難訓練手順書等を整備し、災害・事故等の発生に備えた安全管理体制を構築している。昼間部・夜間部の学生及び教職員を対象とした避難訓練や、教職員を対象とした AED 操作訓練を継続的に実施している。 【課題】各種の安全管理計画及びマニュアルは整備されているが、緊急時に教職員が適切かつ迅速に対応できるよう、内容及び対応手順について継続的に確認・習熟する機会を充実させる必要がある。 【課題】校舎統合により利用者数が増加しており、避難経路及び避難誘導体制を統合後の校舎の利用状況に合わせて確認する必要がある。	●危機管理委員会が 2026（令和 8）年度中に、毎年度当初に学校安全計画及び各種安全管理マニュアルの内容を確認し、校舎の利用状況の変化を踏まえて避難経路及び避難誘導体制を含めて見直す。 ●危機管理委員会及び総務部が 2026（令和 8）年度中に各学期期初の教職員会議において事故発生時及び災害発生時の対応手順を周知し、「事故発生マニュアル」を用いた研修を実施する。避難訓練及び AED 操作訓練は毎年度継続して実施し、実施記録を保存する。

6-1

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 1	中期事業計画と財務基盤

評価の基準
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.財務計画、状況が分かる資料　☑2.その他（中期事業計画、単年度事業計画、補正予算資料、経営執行会議議事録）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

2026（令和 8）年度から 2028（令和 10）年度を中期計画期間として事業計画を策定するとともに、2031（令和 13）年度までの事業活動収入、経常収支差額、人件費、教育研究経費、管理経費、施設設備投資及び資金収支等の財務目標を設定している。中期事業計画では、既存の通学・通信教育に加え、国際事業、オンライン教育、法人連携及び卒後教育等を今後の事業展開として位置付け、教育活動と経営基盤の強化を一体的に計画しており、2028（令和 10）年度には国際事業を新たな事業の柱とする方針を明確にしている。中期事業計画及び年度予算は各事業部・担当部門が執行し、学内経営執行会議等において進捗及び実績を定期的に確認している。募集状況、在籍者数及び支出見込み等の変化を踏まえて補正予算を策定し、計画と実績の乖離を把握して財務計画を適時修正している。

前年度の課題に対する取組と財務状況

2025（令和 7）年度実績では事業活動収入 977 百万円、経常収支差額 40 百万円、資金収支差額 110 百万円を確保し、2026（令和 8）年度は経常収支差額 51 百万円を計画するとともに約 84 百万円の施設設備投資を計画している。学校法人全体では 2025（令和 7）年度末に現金預金 2,532 百万円、純資産 6,468 百万円を保有し、長短借入金は 1,801 百万円まで減少している。収益性の向上に向けては、本校舎の賃貸契約終了及び校舎統合により年間約 100 百万円の固定費削減を実現した。2026（令和 8）年度には実際の入学者・在籍者数を反映して学納金収入等を見直す補正予算を策定した。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】中期事業計画と財務計画を連動させて収支指標を継続的に管理し、2025（令和 7）年度に経常収支差額 40 百万円、資金収支差額 110 百万円を確保している。校舎統合により年間約 100 百万円の固定費削減を実現し、教育活動を安定的に継続するための資金及び投資余力を確保している。 【課題】中期事業計画における定性・定量目標（財務指標を含む）の年度間の進捗確認や、計画の追加・変更内容を体系的に管理する仕組みが整備されておらず、学内における PDCA の仕組みを明確化する必要がある。 【課題】戦略的な投資について、実施後の効果を継続的に検証する仕組みが構築されていない。	●執行役員が、中期事業計画に設定した定性・定量 KPI（財務 KPI を含む）の進捗を四半期ごとに学内経営執行会議で確認する。創出した財務余力は、毎年度の予算編成において教育環境・ICT・人材育成へ配分する。 ●2026（令和 8）年 12 月に 2031（令和 13）年度までの事業活動及び財務計画（戦略投資を含む）の進捗を執行役員が学内経営執行会議で確認し、マネジャー会議で共有する。その結果を踏まえて 2027（令和 9）年度計画に必要な追加・変更を行い、2 月の事業計画及び 4 月の事業報告に反映する。 ●総務部が、2026（令和 8）年度中に戦略投資の投資目的・成果指標・実績を記載する管理様式を整備する。執行役員は各年度末に実績を確認し、次年度の投資判断に反映する。

6-2

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 2	学校運営

評価の基準
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学校運営に関する規定　☑2.学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料　☑3.その他（組織図、学園組織規程、決裁権限規程、学校の決裁権限規程に関する細則、経営執行会議議事録、教職員会議資料、マネジャー会議資料）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

現在の取組

2024（令和 6）年度に旧来の組織体制から事業部制へ移行し、入試広報、総務等の事務部門を含め、通学事業、通信教育事業、国際事業等の各部門に責任者を配置している。学園基本規程「学園組織規程」「決裁権限規程」及び「学校の決裁権限規程に関する細則」等に基づき、校長、事業部長、学科長等の役割・責任及びレポートラインを定め、学校運営を行っている。学校運営上の重要事項については、校長を中心とした学内経営執行会議において、事業計画、教学、募集、財務、人事・組織等の状況及び課題を共有し、必要な協議・意思決定を行っている。決定した方針は各事業部・学科等が執行し、その進捗を確認する体制としている。個人情報の保護については、学園が整備する個人情報保護規程に基づき運用し、教職員を対象とした研修を実施している。

前年度の課題に対する取組

毎月開催する学内教職員会議等を通じて学校方針、経営状況及び各部門の取組を共有し、教員と職員が連携して学校運営を行う体制を整えた。学校運営を担う人材の能力向上については、学園及び学校それぞれでマネジャー向けのマネジメント研修を実施している。また、全教職員を対象に、ビジネス上の思考と敬心クレド・学校方針を組み合わせた内容について、校長が毎月の学内教職員会議において継続的に説明し、学校運営に必要な考え方や方針の浸透を図っている。あわせて、前年度からの継続課題として、学園全体（グループ校横並び）での決裁権限・承認フローの構築を図ったものの、学内の事業部体制における実運用には生かせていない。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】事業部制の導入により各部門の責任者及びレポートラインが明確となり、校長を中心とした学内経営執行会議において、課題把握から意思決定、執行までを組織的に行う体制を構築している。学内教職員会議等を通じて学校方針や決定事項を共有し、教職協働による学校運営を行っている。 【課題】学園共通の組織・職掌・決裁に関する規程は整備されているものの、本校の事業部制に即した各部門・役職の具体的な業務分掌、責任範囲及び部門横断業務における役割分担が明確化されていない。 【課題】組織変更や新規事業の開始に応じて業務分掌・責任範囲を更新する機会が定まっていない。また、行政への申請・届出業務が属人的であり、抜け漏れを防ぐ仕組みが構築されていない。	●2027（令和 9）年度の組織長発令後、各事業部の責任者が中心となり、学科・部門における現行業務及び責任範囲の棚卸しを行う。あわせて事業部の責任者と執行役員が連携し、各組織・役職について「主たる業務」「責任範囲」「決裁・報告先」「他部門との連携事項」を整理し、2027（令和 9）年度に本校の事業部制に即した業務分掌として明文化する。 ●各事業部の責任者が、毎年度の組織体制及び事業計画の見直しに合わせて業務分掌・責任範囲を確認し、組織変更や新規事業がある場合は当該年度内に改定する。 ●総務部が、2026（令和 8）年度中に行政への申請・届出の一覧及び提出時期を整理した管理表を作成する。申請・届出において修正や指摘があった事項は記録して関係職員へ共有し、組織として法令理解の底上げを図る。

6-3

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 3	学校評価の実施と改善活動

評価の基準
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年 2 回以上開催していること。 ②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。 ③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料□2.関係企業団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料　☑3.学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料　□4.学校評価の改善状況が分かる資料　☑5.その他（学則、自己点検・自己評価に関する規程、自己点検・自己評価報告書、学校関係者評価委員会規程、教育課程編成委員会規程、経営執行会議議事録、学校ホームページの学校評価・職業実践専門課程掲載ページ）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

職業実践専門課程の認定学科である介護福祉学科及び言語聴覚療法学科に教育課程編成委員会を設置し、2025（令和 7）年度はそれぞれ年 2 回開催した。委員会は、校内の教職員に加え、関係業界・団体、実習施設、関係機関及び卒業生等の校外委員によって構成している。委員会では学科の教育目標、教育課程、実習教育、学生の学修状況、国家試験の結果及び関係業界の動向を説明し、意見を聴取している。出された意見は各学科で対応の必要性及び具体的な対応方法を検討し、授業科目、授業内容、実習方法、教材及び学生指導に反映するとともに、対応状況を次回の委員会において報告している。

また、学則第 4 条に基づき、毎年度、全学的に自己点検・自己評価を実施している。評価項目ごとに関係する部署及び担当者が、当該年度の取組状況、根拠資料、課題及び改善方策を確認し、報告書として取りまとめて全教職員に周知している。同条及び学校関係者評価委員会規程に基づき、福祉施設、医療機関、関係業界・団体の関係者及び卒業生等を校外委員とする学校関係者評価委員会を毎年度開催し、自己点検・自己評価報告書の内容について意見を聴取している。自己点検・自己評価報告書及び学校関係者評価報告書は学校ホームページに掲載し、過年度分も閲覧できるようにしている。認定学科については、教育課程編成委員会の委員名簿、開催状況、議事内容及び職業実践専門課程の基本情報も併せて公表している。

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】校外委員の意見を授業内容及び実習教育に反映したうえで、対応状況を次回の委員会に報告する双方向の仕組みがある。 【課題】自己点検・自己評価によって課題を抽出し改善方策を設定する仕組みは整備されているものの、改善事項ごとの担当部署、実施期限、到達目標及び確認方法が一体的に管理されておらず、改善方策の実施状況及び実施後の効果を全学的かつ継続的に確認できていない。 【課題】外部意見の聴取が学校関係者評価委員会及び教育課程編成委員会を中心としており、卒業生、就職先、実習施設及び地域関係者等から幅広く継続的に意見を収集する方法が整備されていない。	●2026（令和 8）年度中に、教学マネジメント推進課と各評価項目の担当部署が協力し、評価項目、課題、具体的な改善内容、担当部署、到達目標、進捗状況、確認結果及び根拠資料を記載する改善事項管理の共通様式を作成し、実施状況を継続的に確認する。 ●各委員会の担当部署及び対象学科が、2026（令和 8）年度の委員会開催分から、意見の内容、学内での検討結果、対応の要否、具体的な対応内容及び実施状況を記録する。教育課程等に反映した事項は、改定後のシラバス、教育課程表、実習要綱及び学科会議議事録を根拠資料として各年度末までに整理する。 ●2026（令和 8）年度中に、教学マネジメント推進課、各学科及び同窓会が協力し、卒業生、就職先、実習施設及び地域関係者等から意見を収集する方法を検討する。翌年度の報告書には、前年度の評価で設定した改善事項の実施状況を記載し、改善の経過を学内外から確認できるようにする。

6-4

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 4	社会からの理解と情報の公表

評価の基準
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。
評価の基準を確認するための資料、データ
☑1.教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料　☑2.教育目的等の達成や活動状況の関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料　☑3.その他（学校ホームページ、学校パンフレット、職業実践専門課程の基本情報（様式 4）、各学科の「設置及び運営に係る指針」「ガイドライン」等、開校 40 周年記念誌、教育課程編成委員会議事録、学校関係者評価報告書）

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕 2	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている　2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

学校の概要、教育内容等の教育情報、高等教育の修学支援新制度に関する情報、職業実践専門課程の基本情報、教育課程編成委員会に関する情報、自己点検・自己評価報告書及び学校関係者評価報告書並びに私立学校法に基づく財務情報等、公開すべき情報を学校ホームページを中心に公表している。国家試験合格率及び就職実績は具体的な数値で示している。学校ホームページ及び学校パンフレットについては、学生、保護者及び関係業界等、幅広い方が閲覧しやすいよう、レイアウトを工夫しながら毎年内容を更新している。SNS では、卒業生・在校生の声、授業レポート、学校生活の様子など、入学検討者が学校生活や授業を具体的にイメージできる情報を発信している。

また、職業実践専門課程の認定学科では、教育課程編成委員会を通じて関係業界・団体、実習施設及び関係機関へ教育目標、教育課程、学生の学修状況及び国家試験の結果を説明している。学校関係者評価委員会においても、福祉施設、医療機関、関係業界・団体の関係者及び卒業生へ自己点検・自己評価の結果を説明し、意見を聴取している。さらに、2024（令和 6）年度に開校 40 周年を迎え「開校 40 周年記念誌」を発行し、教育実績及び今後の方向性を学外へ発信した。このほか、関連教育機関及び地域社会との連携の実績は次のとおりである。

・地域連携の取組（実施内容・実施時期・参加者数）：中学校の職業体験受入れ（2026（令和 8）年 7 月、3 名）、介護福祉学科の就学資金サポート施設の開拓（17 法人・施設、58 名分）

・高等学校等への出張授業・説明会等（実施校数・回数）：大学でのキャリアガイダンス 3 校・キャリアセンターとの打ち合わせ 4 校、高校 265 件・日本語学校 254 件への案内送付（2026（令和 8）年度）

長所・課題	**長所の伸長・課題の解決に向けた方策**
【長所】学校ホームページ及び SNS 等を通じて、教育活動、学修成果、財務情報及び学校運営等の状況を広く一般に向けて公表している。学校概要や教育方針にとどまらず、魅力的な授業や学校生活をイメージできる情報を発信している。 【課題】様々な情報発信を行っている一方、対象者を明確にし、受け手にとって分かりやすい情報の発信や、情報の体系的な整備ができていない。 【課題】関連する教育機関、産業界及び社会全体から理解を得るための取組が、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会を通じた説明を中心としており、学校として体系的に整理・記録されていない。	●入試広報部が、2026（令和 8）年度中に学校ホームページの情報構造を見直し、入学検討者・在校生・保護者・関係業界の対象者別に必要な情報に到達できる導線を整備する。学校生活や授業の様子が伝わるコンテンツの発信は継続する。 ●各学科及び入試広報部が、2026（令和 8）年度中に地域連携及び高等学校等との連携の取組について、実施内容、実施時期及び参加者数を記録する様式を整備する。教学マネジメント推進課が各年度末に実績を集約し、翌年度の取組計画の検討に活用する。